

遺伝子組換え食品の検査結果（令和6年度）

遺伝子組換え食品は、内閣府にある食品安全委員会で安全性に問題ないと判断され承認された後、国内での製造・輸入・販売等が可能になります。

横浜市では平成13年度から、安全性が未承認の遺伝子組換え食品が市内に流通していないか、また、適正な表示が行われているかを検査し確認しています。

今回は、令和6年6月と令和7年2月に、医療局食品専門監視班が収去した「遺伝子組換え」の表示がない食品30検体の検査結果を報告します。

1 遺伝子組換えトウモロコシの定性検査

トウモロコシ加工品18検体について、安全性未承認の遺伝子組換えトウモロコシ(Bt10)^{*1}の定性検査を行いました。

検査の結果、17検体で不検出、1検体で検知不能^{*2}となりました。違反検体はありませんでした(表1)。

表1 遺伝子組換えトウモロコシ(Bt10)の検査結果

品名	原産国	検体数	検出数	検知不能数
コーンスナック菓子	日本	11	0	1
ホールコーン	アメリカ(2)、タイ(1)、 中国(1)	4	0	0
コーンスープ(液体・粉末)	日本(1)、 オーストラリア(1)	2	0	0
タコシエル	オーストラリア	1	0	0
計		18	0	1

^{*1} 除草剤耐性と害虫抵抗性を持つ遺伝子を組み込んだトウモロコシの品種です。過去にアメリカで安全性審査が行われていない種子が誤って流通し、栽培された事例がありました。日本では未承認で、食品衛生法により販売等が認められていないため、検出されれば「食品衛生法違反」になります。

^{*2} 「検知不能」とは、元々食品が持っている、本来なら遺伝子組換え食品であるかどうかにかかわらず検査で検出されるはずの遺伝子(内在性遺伝子)も不検出となり、検査の判定ができない場合をいいます。この原因として、加熱や加圧等の加工処理中に食品中の遺伝子が分解してしまうことが考えられます。

2 遺伝子組換えコメの定性検査

コメ加工品10検体について、安全性未承認の遺伝子組換えコメ3品種(63Bt、NNBt、CpTI)^{*3}の定性検査を行いました。

検査の結果、いずれの検体からも検出されず、違反検体はありませんでした(表2)。

表2 遺伝子組換えコメ(63Bt、NNBt、CpTI)の検査結果

品名	原産国	検体数	検出数	検知不能数
穀類加工品 (ビーフン、ライスペーパー等)	日本(2)、タイ(2)、 台湾(2)、ベトナム(1)	7	0	0
餅、米粉	日本	2	0	0
米菓	日本	1	0	0
計		10	0	0

^{*3} いずれも害虫抵抗性を持つ遺伝子を組み込んだコメの品種です。日本では未承認で、食品衛生法により販売等が認められていないため、検出されれば「食品衛生法違反」になります。

3 遺伝子組換えダイズの定量検査

ダイズ穀粒2検体について、安全性承認済みの遺伝子組換えダイズ3品種(RRS、LLS、RRS2)^{*4}の定量検査を行いました。

定量検査の結果、いずれの検体も混入率は5%以下^{*5}であり、違反検体はありませんでした(表3)。

表3 遺伝子組換えダイズ(RRS、LLS、RRS2)の検査結果

品名	原産国	検体数	混入率5%を超える検体
ダイズ穀粒	アメリカ	2	0
計		2	0

^{*4} いずれも除草剤耐性を持つ遺伝子を組み込んだダイズの品種です。日本では、それぞれ平成13年(RRS)、平成14年(LLS)、平成19年(RRS2)に安全性審査を経て承認されています。

^{*5} 分別生産流通管理が適切に行われた場合でも、遺伝子組換え農作物の一定の混入は避けられないことから、ダイズでは5%以下の意図せざる混入が認められています。分別生産流通管理とは、遺伝子組換え農作物と非遺伝子組換え農作物を生産・流通・加工の各段階で相互に混入が起らないよう管理し、そのことが書類等により証明されていることをいいます。分別生産流通管理が行われた遺伝子組換えダイズを原材料とした場合は「遺伝子組換え」等の表示、分別生産流通管理が行われていない場合は「遺伝子組換え不分別」等の表示が必要です(義務表示)。また、分別生産流通管理を行い、遺伝子組換えダイズの混入率を5%以下に抑えている場合は「分別生産流通管理済み」等の表示、分別生産流通管理を行い、遺伝子組換えダイズの混入がないと認められる場合は「遺伝子組み換えでない」等の表示を任意で行うことが可能です(任意表示)。